

平成30年度事業計画書

今年度事業推進上の基本方針

「瀬戸内海環境保全協会」の設立趣意を踏まえつつ、次の方針のもと事業を展開する。

「瀬戸内海の環境保全・創造」に関する活動拠点、瀬戸内海の各種対策のコーディネータとして、

(1) 瀬戸内海の環境活動、環境学習に関する指導者のネットワーク構築、教材等作成提供

(2) 瀬戸内海の栄養塩類や生物多様性等新たな課題に対する調査研究

(3) 瀬戸内海に関する各種情報、データの収集・発信

の中心的な役割を目指して事業を進めることとする。

また、事業実施にあたっては、瀬戸内海に関係する府県市、漁業団体、環境衛生団体の緊密な連携のもと、新たな水環境の考え方の一つである「(森・川・海の)流域管理」や「里海」をキーワードとしながら、環境省や瀬戸内海環境保全知事・市長会議、瀬戸内海研究会議との連携をさらに密にし、豊かで美しい瀬戸内海を後世に継承していくための事業展開を図っていく。

I 事業

1. 瀬戸内海の環境保全・創造に関する普及啓発、活動支援及び情報収集・提供

(1) 普及啓発・活動支援

① 瀬戸内海環境保全月間事業の展開

瀬戸内海の環境保全意識の高揚を図るため、次の事業を実施する。

ア、平成30年度瀬戸内海環境保全月間（期間：平成30年6月1日～30日）ポスターの配布・掲示

平成29年度に公募し、選定された最優秀作品を平成30年度瀬戸内海環境保全月間ポスターとして作成、関係機関に配布し、瀬戸内海環境保全月間に広く掲示する。

イ、瀬戸内海環境保全月間ポスター原画展の実施

瀬戸内海環境保全知事・市長会議総会等に合わせて、協会が保有している瀬戸内海環境保全月間ポスター入選作品の原画を展示し、環境保全の啓発を図る。

ウ、平成31年度瀬戸内海環境保全月間ポスター募集・選定

平成31年度瀬戸内海環境保全月間に向け、環境省と共催で、ポスターの原画を募集し、入選作品を選定する。

② 瀬戸内海環境保全への支援

ア、「里海づくり」支援事業の展開

地域住民等に対する瀬戸内海の環境保全意識の啓発、理解及び活動参加の推進を図るため、会員府県市が実施する人と自然が共生する「里海づくり」に係る環境学習事業や環境ボランティア人材育成事業に対し、資材を提供し支援を行う。

- 支援対象事業 ・自然観察会や子どもたちを対象とした体験的学習
・環境ボランティアの人材育成事業

イ、環境保全事業への支援

環境衛生団体や漁業団体が取り組んでいる浜辺の清掃や環境美化等、各種環境保全・創造活動事業に対し、その活動費用の一部を助成する。

③環境保全研修の実施

ア、瀬戸内海環境保全トレーニングプログラム研修の実施

瀬戸内海を豊かで美しい海にするためには、様々な環境技術の継承や知識が求められており、新たに水環境保全業務に従事する職員を対象に、瀬戸内法や排水処理技術、瀬戸内海の新たな取り組みについて、研修を行う。

- ・場 所：未 定
- ・時 期：7月から10月の間の3日間（2泊3日）
- ・定 員：30名程度
- ・内 容：講義、現地研修及び情報交換

イ、瀬戸内海の環境保全に関する各団体合同研修会の開催

当協会設立の原動力の一つである環境衛生団体と連携を継続・維持していくため、同団体の合同研修会を共同で開催する。

ウ、瀬戸内海の環境保全に関する賛助会員等研修会の開催

当協会の賛助会員であり、ともに瀬戸内海の環境保全に取り組んでいる企業間のネットワークづくりの場として、企業ニーズを踏まえながら研修会を実施する。

現地研修・研修会（座学）：2回

④環境保全事業への参加・協力

ア、環境イベントへの参加・協力

他団体が主催する環境イベントにおいてパネル（里海・瀬戸内海フォトコンテスト入選作品等）の展示、資料配布、啓発物品等の配布を行い、瀬戸内海の環境保全の普及・広報に努める。

イ、会員等主催事業への支援

会員及び関係機関が主催する各種環境保全事業へのパネル（里海・瀬戸内海フォトコンテスト入選作品等）の貸出などの支援を行う。

ウ、環境NGO・NPOとの連携・支援

瀬戸内海の環境保全等に努める環境NGO・NPOとの連携や支援を行う。

⑤海文化事業の推進

瀬戸内海がもつ自然や歴史、食文化等多様な地域資源を背景に、瀬戸内海で結ばれている地域住民の生活・文化の交流を通じて、環境保全への一層の意識醸成を図り、「豊かで美しい瀬戸内海」を実現するため、収集・整理した情報の活用に向けた事業を推進する。

平成30年度は、「海、浜辺と保全の取り組み」に重点をおいて情報収集・整理を行う。

⑥瀬戸内海環境保全に関する関係府縣市・団体との連携

ア、瀬戸内海再生に向けた取り組みの推進

瀬戸内海の生物多様性の確保、水産資源の回復、美しい自然とふれあう機会の提供等、豊かで美しい瀬戸内海を取り戻すための施策が総合的、計画的に推進されるよう、平成16年から種々の取り組みを進めてきた。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律が平成27年10月2日に公布され、瀬戸内海関係府県においては府県計画が策定された。瀬戸内海環境保全特別措置法の基本理念に基づき、豊かで美しい瀬戸内海の実現をめざして瀬戸内海環境保全知事・市長会議等と連携して、種々の取り組みを進める。

イ、国に対する提案

栄養塩の適正管理や藻場、干潟等の浅場の整備、沿岸域の環境の保全・再生等、単独の府県だけでは取り組めない瀬戸内海の広域的な課題の解決に向けた調査・研究に取り組むため、国に提案する。

ウ、賛助会員の加入促進

協会の目的に賛同する企業等の賛助会員加入の促進を図るため、研修会の充実やセミナー等での広報に努める。

エ、瀬戸内海研究会議に対する支援・協力

特定非営利活動法人瀬戸内海研究会議（平成25年4月1日設立）の事務局を担うとともに、研究会議が行う「瀬戸内海研究フォーラムin兵庫」の開催（平成30年8月下旬）、ワークショップ等の事業の運営推進について支援・協力を行う。

オ、国際的な活動への協力

（公財）国際エメックスセンターが行う国際的な行事について、協力を行う。

(2) 情報共有・発信事業

瀬戸内海の環境保全にかかる現状や、瀬戸内海のあり方、行政施策に関する情報を収集し、今後の施策や事業の連携、協調を図るため、府縣市、漁業団体、環境衛生団体等の会員をはじめ、関係する市民等に広く情報を発信し共有する。

①総合誌「瀬戸内海」の発行・配布

瀬戸内海の自然・社会・人文科学の総合誌「瀬戸内海」を発行・配布するとともに協会ホームページに掲載する（1年間は会員のみアクセスを限定）。

- ・発行回数：年2回（9月、3月 各350部）
- ・無償配布：会員団体
- ・有償配布：年間購読者等

②資料集「瀬戸内海の環境保全－平成30年度版－」の作成

瀬戸内海に関連する各種資料をとりまとめ、資料集「瀬戸内海の環境保全－平成30年度版－」を作成しホームページに掲載する（1年間は会員のみアクセスを限定）。

③協会ホームページによる情報の発信

瀬戸内海の環境保全に関する環境学習情報等を更に広く、容易に入手できるよう、平成26年度に協会ホームページのリニューアルを行った。このホームページを活用し、環境保全に取り組むNPOのネットワーク化にも役立つよう情報の発信を充実する。

④メールマガジンによる情報の発信

会員府県市、漁業団体、環境衛生団体及び協会が有するトピックスを収集し、情報共有や施策立案等だけでなく、会員を通じた普及啓発に資する情報発信を行う。

2. 瀬戸内海の環境保全・創造に関する調査・研究事業

(1) 調査・研究事業

豊かで美しい瀬戸内海実現に資する調査・研究事業について、環境省等からの受託など外部資金の獲得を通じて実施する。

- ①平成30年度瀬戸内海環境情報基本調査及び豊かな海の確保に向けた方策検討業務（予定）
- ②産業系・その他系から瀬戸内海への栄養塩供給に係る調査業務（予定）

II 一般事項

1. 会議等の開催

(1) 定時総会

- ・時期：平成30年5月
- ・議事：平成29年度事業報告及び決算、平成30年度事業計画及び収支予算等

(2) 理事会

- ・時期：年2回（平成30年5月、平成31年3月）
- ・議事：総会付議事項及び業務の執行に関する事項

(3) 専門委員会等

①企画委員会 年2回程度

平成30年度における協会の事業推進のための検討及び平成31年度事業の検討・企画を行う。

②編集委員会 年2回

協会が発行する「瀬戸内海」の編集についてその方針を定めるとともに、掲載内容の検討を行う。

③海文化委員会 年2回

海文化事業の推進を図るため、情報の収集・活用方策の検討を行う。

④賛助会員部会 年1回

協会活動に対する賛助会員の積極的な参画と賛助会員に係る事業の検討・企画を行う。

(4) 参事・事務局長並びに担当課長会議 年1回

会員に対する協会事業の理解と周知を図るとともに、事業活性化のため、会員相互の情報交換等を行う。

2. 専門委員の委嘱

企画委員、編集委員、海文化委員を委嘱する。